新潟県新型インフルエンザ等対策推進本部設置要綱

（目的）

第１条　新型インフルエンザ等の発生に備えた対策を円滑に推進するため、新潟県新型インフルエンザ等対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この要綱において、「新型インフルエンザ等」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第２条第１号に掲げる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症をいう。

（所掌事務）

第３条　本部は新型インフルエンザ等に係る次の事務を行う。

(1)　情報の収集に関すること。

(2)　県民、関係機関、関係部局に対する情報提供に関すること。

(3)　予防及び感染拡大防止対策に関すること。

(4)　社会機能の維持対策に関すること。

(5)　法第７条に定める県行動計画の作成及び変更等に関すること。

(6)　その他対策に必要な事務に関すること。

（本部長）

第４条　本部長は、危機管理監をもって充てる。

２　本部長は、本部の事務を統括し、本部員を指揮監督する。

（副本部長）

第５条　副本部長は、防災局長及び福祉保健部長をもって充てる。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

（本部員）

第６条　本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、必要に応じて、本部長が指定した者を加えることができる。

２　本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（本部会議）

第７条　新型インフルエンザ等対策に関する重要事項について、措置方針の決定その他の事務を処理するため、本部に本部会議を置く。

２　本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

３　本部長は、必要に応じて、新型インフルエンザ等の各種対策に関し専門的な知識を有する者、又は事業団体等の関係者に対し、本部会議への出席を求めることができる。

（統括調整グループ）
第８条　本部の活動を掌理し、関係各課との連絡・調整を円滑に行うため、別表に示す本部員からなる統括調整グループを置く。

（事務局）
第９条　本部の事務局は、防災局危機対策課において処理する。

（雑則）
第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成18年１月31日から施行する。

附　則
この要綱は、平成20年９月２日から施行する。

附　則
この要綱は、平成24年１月31日から施行する。

附　則
この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 28 年 11 月１日から施行する

附　則
この要綱は、令和６年１月 11 日から施行する。

附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

知事政策局	政策企画課長　※ 広報広聴課長　※ ＩＣＴ推進課長 国際課長
総務部	財政課長 人事課長　※ 県民生活課長 大学・私学振興課長 管財課長
環境局	環境政策課長 環境対策課長 資源循環推進課長
防災局	防災企画課長　※ 危機対策課長　※ 消防課長
福祉保健部	福祉保健総務課長　※ 国保・福祉指導課長 地域医療政策課長 感染症対策・薬務課長　※ 医師・看護職員確保対策課長 高齢福祉保健課長 健康づくり支援課長 生活衛生課長 障害福祉課長 こども家庭課長
産業労働部	産業政策課長 地域産業振興課長 創業・イノベーション推進課長
観光文化スポーツ部	観光企画課長
農林水産部	農業総務課長 食品・流通課長 畜産課長
農地部	農地管理課長
土木部	監理課長
交通政策局	交通政策課長 港湾振興課長 港湾整備課長 空港課長
出納局	管理課長
病院局	総務課長
企業局	総務課長
議会事務局	総務課長
人事委員会事務局	総務課長
監査委員事務局	次長
労働委員会事務局	総務課長
教育庁	総務課長 保健体育課長
警察本部	警備部警備第二課長

※は統括調整グループメンバー